

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年1月19日（月）17:02～17:31

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

森田 孝明 長崎県海洋産業創造室長

黒崎 勇 長崎県グリーンニューディール推進室長

吉村 邦裕 長崎県産業政策課参事

山本 治 長崎県政策企画課主任主事

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 海洋再生可能エネルギーと水素による次世代エネルギー産業拠点特区

3 閉会

○藤原次長 続きまして、長崎県の方々においでいただいております。海洋産業創造室長の森田様ほか皆さんにおいでいただいておりますが、夏に既に御提案をさせていただいております提案につきまして、海洋再生可能エネルギーと水素による次世代エネルギー産業拠点特区ということで、国家戦略特区の御提案というものでございます。

夏にいただいたわけですが、御承知のとおり総理からも、この春に地方創生特区という形で国家戦略特区の2次指定をするということを指示いただいておりますので、それに向けた御要望、御要請ということでございますので、ワーキンググループでヒアリングをさせていただく運びになりました。

時間は30分弱ということでございますので、10分、15分程度で御発言いただきまして、その後、意見交換という形にさせていただきます。

いただいた資料その他について、原則公開の位置づけにしておりますが、それによろしゅうございますでしょうか。あるいは一部非公開ということでも可能でございます。

○森田室長 資料につきましては、再度精査させていただきます。

○藤原次長 そうしましたら、後ほど議事録をアップするときに、発言、資料については一部非公開の申し出をお願いいたします。

本日、八田座長が御欠席でございますので、代理として原委員のほうにお願いをしております。

原委員、お願いいたします。

○原委員 お越しいただきまして、ありがとうございます。

では、時間が限られておりますので、早速御説明をお願いいたします。

○森田室長 それでは、早速御説明をさせていただきます。

この提案書のほうによりまして、概略を御説明させていただきたいと思っております。

提案名ですが、海洋再生可能エネルギーと水素による次世代エネルギー産業拠点特区ということで、先進的実証により、世界と交流する次世代エネルギー産業拠点の創出という副題にさせていただいております。

「実現を目指す将来の姿」と1ページに書いてございますが、中段の右側にKPIという言葉が出てまいります。浮体式洋上風力発電につきましては、2018年ごろまでに世界で初めて商業化するということが日本再興戦略の中で掲げられております。

1ページ目、下から2行目ですけれども、我が国最初の「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」ということで、長崎県は3つの海域が選定を受けたという状況になっております。

2ページ目の上のほうですが、ここは、縷々第1ステップ、第2ステップ等を書いてございますが、県においても海洋産業の拠点づくりということの構想づくりを自らやり始めたという段階にございます。

2ページ目の真ん中以降につきましては、長崎は離島県で、3つの大型離島がありますけれども、ここにおけます燃油高騰等の問題から、長期的には現在の水素社会、燃料電池車等がございしますが、燃料電池船というようなことも視野に入れた水素の活用、それから、島内の系統安定その他の問題で再生可能エネルギーをよりしっかり利用していくためには、水素の活用ということを一生涯懸念考えていく、そういった地域になるべきであるということです。

3ページに書いておりますのは、この離島群につきましては、真ん中に昭和35年という数字が見えますが、32万人の人口がございましたが、今は14万人足らなくなってしまったという環境にありますので、こういった先進的な実証地という形になることによって、まさに地方再生をしていきたい、そのことを国家戦略特区という形で国とともに歩ませていただければという気持ちでおります。

4ページ以降、「既に着手した事業」ということで真ん中上段に掲げさせていただいております。

(1) まず我が国初となる浮体式洋上風力発電の実証事業が24年からスタートをしてお

ります。

(2) その洋上風力発電の電力を水素に変換して貯蔵するという実証も今年から始まっております。

(3) その水素を燃料電池船に使えないだろうかという実証も今年から始まっております。

右のほうに行きまして、潮流でございますが、潮流発電の実証事業につきましても、26年からスタートで、海域調査が始まった段階でスタートいたしております。

(6) は県の取組ですが、海洋再生可能エネルギーに関するプロジェクト誘致ということで、これは海外も含むフォーラムなどを開催して、長崎に案件が集まるような取組を開始いたしております。私は海洋産業創造室ということで、この4月からそのための部門をつくってやっているということです。

5ページの下ですが、再掲のところは御説明した項目ですので、(2) が導入促進ビジョンと、県のほうで再生エネルギーの導入目標を持ってありますが、これに海洋の再生エネルギーの数字も挙げて目標を掲げているというのが長崎県でございます。

(3) でございますが、五島市においてももともになる構想をつくっているという取組です。

6ページ、(4) は、環境省様のほうで洋上風力発電のウインドファームのFS調査などもなされております。

(5) で環境アセスメントの基礎情報というのも、長崎の海域について3海域、既に着手しているということでございます。

それから、ちょっと時間もありますので、7ページの真ん中でございますが、(2) エネルギー自立に向けた国境離島対馬プロジェクトということで、対馬につきましては系統網がつながっていないのですが、そこでのエネルギー自立に向けた事業、これが大臣報告も済んで、実証事業が総務省事業として進んでいるという形でございます。

8ページの(4) でございますけれども、五島列島の地域につきましては、既に長崎EV&ITSプロジェクトということで、電気自動車をEV138台、PHV2台など、電気自動車の拠点という形でも地域振興しているところでございます。

縷々こういった既に取り組んでいる活動があるわけですが、今後取り組んでいくに当たりまして、1つは、お手元のパワーポイントのほうで22ページという数字が見えますが、それから1枚めくっていただきまして、右肩に「実証フィールド（イメージ）」という形でございますが、五島列島の中に潮流発電や洋上風力発電の実海域の実証フィールドを整備したいということで、今これに取り組んでおります。

これに伴いまして、今回御相談申し上げたい規制改革等の事項がございますことと、また、再生可能エネルギーの拠点ということで、それを活用した水素社会づくり、さらには、これは海外も含む実証事業が展開していくという想定でございますので、それに向けた体制づくりというようなことで取り組んでいきたいと思っております。

かなり飛びまして、35ページの上に「人口データ（島ごとの人口推移）」と書いておりますが、右端のほうに椏島とありますが、例えばこれは浮体式洋上風力発電が実証されている島でございます。昭和35年に2,540名いた島が153名という状況になっております。下のほうの黒島という島などは、184名が今は2名の島になっていると、これが離島における実情でございます。

それから、真ん中に久賀島という島がございます。364名と、これは過去は3,361名おりました島でございます。今この久賀島の南と北に、潮流発電の実証フィールドをつくろうということで取り組んでいると。さらに、水素の活用もしていきたいということで、こういった形で先端的な実証地になることで、世界からも集まってもらいたいと。現実に、35ページにありますとおり、スコットランド、オランダ等々、視察も相次いでいるという状況でございます。

お手元の提案書のほう、20ページから、規制緩和のことにつきまして御説明をさせていただきます。

20ページ、規制緩和テーマ1「主任技術者の選任義務の緩和」というところでございます。

長崎が取り組んでおりますのは、海の上で発電をすると。海の上で発電するということにおいては、従来の発電におけるいろいろな規制がそのままなくてもいいのではないかという大きな考え方がそこです。種々の今の規定においては、無人の発電所では火災が起きた場合に重大事故に広がるのではないか、その発見が遅れると非常に大きく被害が拡大するのではないかなどということ、その意味では適切に、陸の部分の発生については今の法体系があるわけですが、海洋ということになった場合に、そこを少し主任技術者の設置について緩和できるのではないかという考え方です。

特に2項目、潮流発電における複数発電所を直接統括する事業場の設置ということで、規則で、発電をする場合は発電所、変電所を一体として一つの事業場とすることができるわけですが、事業場として一つに主任技術者を選任すればよいということについては、今、風力発電、太陽光発電、水力発電には大丈夫という規定がございますが、ぜひこれからの実証という形ではありますが、潮流についても起こりますので、これをつけ加えていただきたいということです。

それから、その次の海域等のより広域な範囲の複数発電所を対象とした主任技術者の選任ということでございますけれども、この主任技術者の兼任につきましては、基本的には発電所と変電所が同一の敷地にあるということで、本来それぞれ置かないといけないのが兼任できると。

ただ、海洋エネルギーの場合は発電所が海の向こうにあって、変電所は陸側にあるというようなときにどうなのかということや、あと、これは内規といいますか、規則で、2時間以内に現地に到達できるというのが考え方になっておりますが、荒れる海の中でそこに到達するというような、陸ではないときの考え方みたいなことで少し、これは国の皆様と

ともに考えることだと思っておりますが、何か手当てをるところがあるのではないかと。

先ほど申しました兼任とか統括事業者につきましては、先ほどの実証フィールドということで考えると、複数のところが発電の実証をするということが展開して、そうすると、どこか1カ所がその面倒を見れば、効率的な実証、展開ができるのではないかとということで規制緩和の内容があるのであろうということで、これをともに国と考えていかせていただきたいという気持ちでございます。

そのほか水素等につきまして、担当の部署からお願いします。

○黒崎室長 私の方から、規制緩和テーマ2及び2'を説明させていただきます。

まず、水素につきましては、御承知のとおり、昨年4月のエネルギー基本計画並びにエネルギーの水素に関するロードマップ等を国がお示しし、水素社会の実現ということについてかなり舵を切られたと考えております。

そういう中で、先般まで、今も問題になっておりますが、系統接続が地方、特に離島については非常に脆弱な中で、2次エネルギーとしての水素に転換をするという技術がここ最近は特に注目を浴びてきておりまして、私どものほうも、最終的にどの方式が選択されるかは、これからの競争状況の中で需要家が決めていくものだと理解しておりますけれども、水素についても実証フィールドに絡めて、長崎県、日本の中での先進地域という形で、ぜひ水素の転換、貯蔵、輸送についてもあわせてやりたいと考えております。

なかんずく私どものほうは、県民の視点からいきますと、漁船ですね。漁業が今、相当疲弊いたしております。特に本県の離島では、今、原油は少し安くなっておりますけれども、ピークでいけばリッター200円近いコストを払わされておまして、もう漁に出ないほうがいいという選択をしている漁家もあるという中で、何としても原油高騰の抜本対策として、水素による燃料電気船の実用化を自治体としてはぜひ取り組みたい、実用化に持っていきたい、そういう技術のお手伝いをしたいという気持ちが強うございまして、そういう中で、実は水素の製造についていろいろと、私どものある意味いろいろなお立場のほうから情報をかき集めた中で出てきましたのが、高圧ガス保安法で規定をされています製造についての制約がございます。

最初の規制緩和ですけれども、1日100ノルマル立方メートル以上の水素をつくる場合には、これは先ほどの電気主任技術者と同様、災害防止の観点から保安責任者を置かないといけない。厳密にいくと、統括者、技術管理者、保安係員、規格推進員でしたかね。それから主任者ということで、5名近い職種の方を設置しなければいけないことになっておりまして、これも先ほどの電気同様、海における展開を考えたときに、果たしてそこまで要るものかどうかというところは、ぜひ国のほうでもお考えいただいて、災害防止の観点で評価の上、まだ分からない部分があるということであれば、条件つきで特区という形で私どものほうでこれの実証に関わらせていただきたいという趣旨でございます。

それから、規制緩和テーマ2'のほうです。これは実は私どもが一から考えた規制緩和の項目ということではございませんで、国のほうで工程表にのっとってやるべき事項を掲

げられ、着々と進めておられる規制の中で、実はこれを出した昨年の夏時点で、その実現の目処がまだ私どもの立場でよく見えなかった部分につきまして、これは引き続きやっていただきたいという趣旨で書いてございますので、ここは特段の説明は省かせていただきたいと思います。

いずれにしても、国が現在、どちらかといいますと、国自身もおっしゃっていますが、燃料電池車及びそのインフラとなる水素ステーション、これに向けて、ここを切り口に突破口を開こうということで相当力を入れておられるわけでございます。水素社会の実現という国家目標を考えたときに、まずはそこに入れますが、今度は陸から海のほうにも、ぜひ水素社会の取組を広げていただきたいと。そういう意味では、海がふんだんにある長崎県で、こういったことを今までやってきておりますので、ぜひこの海域を使っただいて、その実現に向けた取組をさらに進めていただきたいという思いでございます。

○吉村参事 それでは、私のほうから、22ページになりますけれども、規制緩和テーマの3、4、5をまとめて説明させていただきたいと思います。

今、御説明申し上げたように、特に離島を中心として再生可能エネルギー、次世代エネルギー産業の拠点形成していくと。その中で、研究者とかそこで働く方々、あるいは視察者、そういった方々が離島で、特にこの離島も本島ではなくて、そこからさらに小さな2次離島、そういったところへ訪れると。そういったところというのは、食事の場所ですとか宿泊施設ですとかが不十分ですので、既に既存の規制緩和、あるいは国家戦略特区の枠組みの中で認めていただいている部分も多分に含んでおりますけれども、古民家の活用ですとか簡易宿所の規制緩和、あるいは農用地区区域内における農家レストランの設置の特例、こういったものも含めあわせて活用させていただきながら、複合的にブルーツーリズム、グリーンツーリズムをうまく絡め、一般の方々の交流人口拡大も含めて複合的な地域創生を図っていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。

先に2点だけ。燃料電池を自動車ではなくて、むしろ海の上で船でという話はわかりやすかったのですが、実際にそういう開発はもう進められているのですか。

○黒崎室長 先ほど森田のほうから少し説明がございましたが、実は今年から環境省の事業でこの燃料電池船の取組に取りかかっております。

○原委員 実際にそういうものが動くようになるまでに何年かかるとか、それぐらいの段階なのですね。

○黒崎室長 まだ今年からですので。

○原委員 わかりました。

○黒崎室長 今、実は主立った船舶メーカー、それからトヨタ、本田あたりに燃料電池船の可能性、見通しについて情報を収集させていただいているところでございますが、まだ

どこも緒につく、あるいはこれからというのが多くございまして、もうちょっと情報を収集しないといけないと思っています。

○原委員 わかりました。

あと、先ほどの離島の人口が10分の1になってしまったり、2人になってしまったりと、あれは大変ショッキングだったのですけれども、このプロジェクトをやられると、ここに住まれる方というのも増えていくのでしょうか。

○森田室長 お手元の資料の中の25ページ、26ページというあたり、先行の事例がイギリスのオークニー諸島という、これも70ぐらいの島が集まったところが、こういった海洋エネルギー開発の拠点になっております。ここにおきましては300人以上の雇用が創出されていると、そして、人口が増加に転じたという実態があって、そこには実証に伴います試験、環境の調査をやる方、海運をやる方、学生さん、そういったものが生まれてきているという事例がございまして、アジアにもこういうものが1つあってもいいのではないかと。

○原委員 これですぐに連想しましたのが、新聞などでも御覧になっていると思いますけれども、近未来型の地方創生特区というので、遠隔医療であったり、遠隔教育であったりというものを進めようなどという話もあるのですけれども、そういうものはまさにいかにも出てきそうな。

○森田室長 自動運転とかああいうものについては、五島は電気自動車を130何台も入れましたから、例えばそういう。あそこに項目が幾つか限られて、これに次世代型海洋再生エネルギーなどという項目でも入れれば、まさにそういうことになるなと思ったりして見ておりましたけれども。

○鈴木委員 御担当は違うかもしれませんが、ドローンを使ったりとか、遠隔利用とか、結構離島をモデルとしているような近未来技術実証特区というのはありますので、ぜひ御活用いただくといいと思うのです。

○森田室長 そうですね。ああいうものを見まして、すばらしいなと思っていたところです。

○原委員 多分、学校なんて、もう子供さんがまずいらっしやらないような場所になっているでしょうけれども、もしこんな形でいろいろな研究者さん、若い人たちも行くなどということになると、すぐにその問題が出てくると思いますね。

○森田室長 実際、五島の高校生が、自分は大学はこういう分野に進みたいと。どうしてかと聞くと、そっちに進んでおくと島に戻ってこられるかもしれないと言うのですよ。スコットランドから来てセミナーがあったり何かしているので、非常にいい効果が離島の若者に。長崎でセミナーをやったときに2人五島から来ていましたので、先生から言われたのかと言ったら、先生から聞いたけれども、このためだけに長崎まで来たよ、そのようなことになっていまして、何とかこの切り口で頑張っていきたいと思っております。

○鈴木委員 1つだけよろしいですか。

先ほどのお話を聞くと、要するに陸でやっていることを海でやるわけだから、当然その

分の規制緩和があつてしかるべきだろうということで、大変納得のいくというか合理的な御説明だつたと思うのですけれども、具体的にこの特区のほうで取り上げるほど岩盤規制というか、各省は何となく嫌がっているような感じなのではないでしょうか。その辺の様子を伺えればと思います。

○森田室長 私の反省するべきところなのではございますけれども、きちんと各省様と本当はずっと練り上げて、それでこの御提案に持ってこないといけないということだと理解をしております。ただ、これは先を思いますと、こういうことが必要になるということで、国家戦略特区そのものが指定を受けることで、単に規制緩和をやるだけではなくて、その他必要な施策を国とともに総合的・集中的に、国と地方が一緒になって考えていくものだということでありましたので、単に規制緩和の調整が各省さんについている、ついていないに、そこは本当はあれしないといけないのですけれども、でも、何とか出したいという気持ちです。ので、まだ実はそういった段階でございます。

○鈴木委員 わかりました。

○藤原次長 もう夏に提案をいただいておりますので、関係省庁との協議を一応進めておりますので、お手元に資料がございますが、これは今日中にまたホームページに全部公開させていただきまして、先方の説得を続けたいと思っておりますけれども、基本的に継続協議という形にしております。

最初のもは、離島群において何か軽減できないかというような話、2番目のものは、保安実績が担保された場合には認められないかという議論、3番目も、これは2,000キロワット以下はもう既に兼任制度が可能だということなのですが、恐らく皆さんそれは当たらないのでしょうか。

○森田室長 はい。

○藤原次長 恐らくこの上限値のところでは引っかかっているということで、これを何とか下げられないかという話。

それから、高圧ガス保安規則のほうは義務づけられていないということ、もう対応可能であるということなのではございますけれども、この辺はいかがでしょうか。むしろ、御存じなければまさにやっただいて結構だという話のようでございます。

公道上の話ではございますけれども、これは対応できないという強い反対意見になってはいますが、さまざまな代替措置、充填時の防護柵等その他でできないかということも継続協議ということにさせていただいているところでございます。

ほかにもこれは皆さんのほうで幾つか提案が細かく、これは夏の段階での提案から変わっておられたり、あるいは追加されていますでしょうか。例えば21ページの下の方でございますけれども、4メートル、6メートルの話とか、こういうのは。

○黒崎室長 これは変更ございません。

○藤原次長 以前からいただいている話ですか。

○黒崎室長 ただ、すみません。今回のヒアリングという話になって、ここはどこまで国

がお進めになったのかといいますと、ほぼ半分近くはもう措置をとられております。

○藤原次長 この半年で措置済みになったから。

いずれにしても、今日いただいているものと回答してもらったものはちょっとそごがあるので、きちんと漏れがないように、これをホームページに出すときにきちんとその辺もあわせて速やかに対応したいと思っております。

また、追加をいただいたものは今日はないようでございますけれども、また何か追加がありましたらおっしゃっていただければと思っております。

とりあえず以上です。

○原委員 では、どうも大変ありがとうございました。